

奈井江町公益通報に関する要綱

令和6年11月25日訓令第11号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に定めるもののほか、公益通報について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職員等 アからウまでに掲げる者（退職後1年以内の者を含む。）をいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項に規定する特別職の職員（町長を除く。）

イ 町から事務又は事業の委託を受けた者（当該者が法人である場合にあっては、その役員を含む。）及びその受託事務に従事している者

ウ 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の役員及びその管理する公の施設の管理の業務に従事している者

(2) 外部労働者等 法第2条第1項各号に掲げる者のうち職員等を除いた者をいう。

(職員等の公益通報)

第3条 職員等は、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料するときは、町長に対して法第3条第1号に規定する公益通報（以下「内部公益通報」という。）を行うことができる。

2 職員等は、前項の内部公益通報を行うときは、原則として次に掲げる事項を記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）を総務課の長に提出するものとする。

(1) 内部公益通報をする者の住所、氏名及び電話番号

(2) 通報対象事実を証するもの又はその内容

(3) 通報対象者にかかわる者の氏名

(4) 前3号に掲げるもののほか、通報対象事実に関し知り得た事項

3 町長は、内部公益通報があったときは、次条第1項に規定する奈井江町内部公益通報調査委員会（以下「委員会」という。）に当該内部公益通報に係る事案の処理を命じなければならない。

(内部公益通報調査委員会)

第4条 内部公益通報に係る事案を公正に処理するため、委員会を置く。

- 2 委員会は、委員5人以内をもって組織するものとする。
- 3 委員は、副町長並びに総務課、建設環境課、保健福祉課及び教育委員会事務局のそれぞれの長の職にある者をもって充てるものとする。ただし、第7項に該当するとき又はその他必要があると認める場合、委員長が指名する者をもって委員とすることができる。
- 4 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には副町長を、副委員長には総務課の長をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 委員は、自己、配偶者又は三親等以内の親族が関係する内部公益通報に係る事案の処理に関与することができない。
- 8 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委員会による調査等)

第5条 委員会は、第3条第3項の規定により内部公益通報に係る事案の処理を命じられた場合においては、当該内部公益通報において通報対象事実とされた事実が通報対象事実該当しないと認めるときを除き、町長が指名する職員を指揮して当該内部公益通報に係る事実についての調査を行わなければならない。

- 2 委員会は、前項の調査を行うか否かについて決定したときは、直ちにその旨を町長に報告しなければならない。
- 3 町長は、委員会が第1項の調査を行うときは、その旨を内部公益通報調査実施通知書(第1号様式)により、調査を行わないときは、その旨及びその理由を内部公益通報調査不実施通知書(第2号様式)により、当該内部公益通報の翌日から起算して20日以内に、当該内部公益通報をした者(以下「内部公益通報者」という。)に通知するものとする。

(職員等の協力)

第6条 職員等は、前条第1項の調査のために委員会から協力を求められたときは、その求めに応じなければならない。

- 2 前項の規定により調査に協力した職員等は、その協力した調査に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会による報告等)

第7条 委員会は、第5条第1項の調査が終了したときは、その結果について、必要な資料を添えて文書で町長に報告しなければならない。

2 町長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告に係る調査の結果を内部公益通報調査結果通知書（第3号様式）により内部公益通報者に通知しなければならない。

（町長等による措置等）

第8条 町長は、前条第1項の報告により通報対象事実があると認めるときは、違法行為の是正、告発その他の必要な措置及び再発防止のための必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の報告が町長以外の町の執行機関又は議会（以下「町長以外の執行機関等」という。）に関するものであるときは、町長は、当該報告の内容を当該町長以外の執行機関等に通知しなければならない。

3 町長以外の執行機関等は、前項の通知により通報対象事実があると認めるときは、違法行為の是正、告発その他の必要な措置及び再発防止のための必要な措置を講ずるものとする。

4 町長以外の執行機関等は、前項の措置を講じたときは、その内容を町長に通知するものとする。

5 町長は、第1項の措置を講じたとき、又は第3項の措置が講じられたときは、遅滞なく、その内容を内部公益通報措置実施通知書（第4号様式）により内部公益通報者に通知しなければならない。

（不利益取扱いの禁止）

第9条 内部公益通報者は、正当な内部公益通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けない。

2 町長及び町長以外の執行機関等は、内部公益通報者が正当な内部公益通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると認めるときは、遅滞なく改善又は防止のための必要な措置を講ずるものとする。

3 町長は、内部公益通報者が正当な内部公益通報をしたことを理由として町以外の事業者から不利益な取扱いを受けたと認めるときは、当該事業者に対し、法の規定を遵守するよう求めるものとする。

（外部労働者等からの公益通報）

第10条 外部労働者等は、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があるときは、当該通報対象事実について処分、勧告等をする権限を有する町の機関（議会を除く。以下同じ。）に対して法第3条第2号に

規定する公益通報（以下「外部公益通報」という。）を行うことができる。

- 2 外部労働者等は、前項の外部公益通報を行うときは、原則として次に掲げる事項を記載した書面を総務課の長に提出するものとする。
 - (1) 外部公益通報をする者の氏名、住所及び電話番号
 - (2) 通報対象事実の内容
 - (3) 通報対象事実に関係するものの氏名又は名称
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、通報対象事実に関し知り得た事項
- 3 総務課の長は、前項の書面の提出を受けたときは、第12条に規定する場合を除き、直ちに当該書面を当該通報対象事実についての処分又は勧告等に係る事務を担当する課（課に相当する組織を含む。以下「主管課」という。）の長に送付しなければならない。

（外部公益通報に係る調査等）

第11条 外部公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する町の機関（以下「権限機関」という。）は、外部公益通報があった場合においては、当該外部公益通報において通報対象事実とされた事実が通報対象事実該当しないと認めるときを除き、当該外部公益通報に係る事実についての調査を行わなければならない。

- 2 権限機関は、外部公益通報に係る事実についての調査を行うときは、その旨を外部公益通報調査実施通知書（第5号様式）により、調査を行わないときは、その旨及びその理由を外部公益通報調査不実施通知書（第6号様式）により、当該外部公益通報のあった日の翌日から起算して20日以内に、当該外部公益通報をした者（以下「外部公益通報者」という。）に通知しなければならない。
- 3 外部公益通報に係る事実についての調査は、主管課が担当する。

（教示）

第12条 第10条第1項の外部公益通報が誤って当該外部公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有しない町の機関に対してされたときは、同条第2項の書面の提出を受けた主管課の長又は総務課の長は、当該外部公益通報者に対し、当該外部公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を教示しなければならない。

（通知）

第13条 権限機関は、外部公益通報に係る事実についての調査が終了したときは、速やかに、その結果を外部公益通報調査結果通知書（第7号様式）により外部公益通報者に通知しなければならない。

(権限機関による措置等)

第 14 条 権限機関は、第 11 条第 1 項の調査の結果により通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。

2 権限機関は、前項の措置を講じたときは、遅滞なく、その内容を外部公益通報措置実施通知書（第 8 号様式）により外部公益通報者に通知しなければならない。

(秘密の保持)

第 15 条 公益通報の事務に携わる職員は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか公益通報の手続きに関し必要な事項は、町長及び町長以外の執行機関が別に定める。

附 則

この訓令は、令和 6 年 11 月 25 日から施行する。

様

奈井江町長

内部公益通報調査実施通知書

あなたからの内部公益通報について、下記のとおり調査を実施することとしたので、奈井江町公益通報に関する要綱第5条第3項の規定のより通知します。

記

通 報 の 内 容	
調 査 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日
担 当 課 係 名	担当者 電話
備 考	

様

奈井江町長

内部公益通報調査不実施通知書

あなたからの内部公益通報については、下記のとおり調査を実施しないこととしたので、奈井江町公益通報に関する要綱第5条第3項の規定により通知します。

記

通 報 の 内 容	
調 査 し な い 理 由	
担 当 課 係 名	担当者 電話
備 考	

様

奈井江町長

内部公益通報調査結果通知書

奈井江町公益通報に関する要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり調査の結果を通知します。

記

通 報 の 内 容	
調 査 の 内 容	
調 査 の 結 果	
担 当 課 係 名	担当者 電話
備 考	

様

奈井江町長

内部公益通報措置実施通知書

あなたからの外部公益通報については、通報対象事実があると認め、下記のとおり措置を講じたので、奈井江町公益通報に関する要綱第8条第5項の規定により通知します。

記

通報対象事実 の 内 容	
措置の内容	
担当課係名	担当者 電話
備 考	

年 月 日

様

（権限機関）

外部公益通報調査実施通知書

あなたからの外部公益通報について、下記のとおり調査を実施することとしたので、奈井江町公益通報に関する要綱第11条第2項の規定のより通知します。

記

通 報 の 内 容	
担 当 課 係 名	担当者 電話
備 考	

様

（権限機関）

外部公益通報調査不実施通知書

あなたからの外部公益通報については、下記のとおり調査を実施しないこととしたので、奈井江町公益通報に関する要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

通 報 の 内 容	
調 査 し な い 理 由	
担 当 課 係 名	担当者 電話
備 考	

様

（権限機関）

外部公益通報調査結果通知書

奈井江町公益通報に関する要綱第13条の規定により、下記のとおり調査の結果を通知します。

記

通 報 の 内 容	
調 査 の 内 容	
調 査 の 結 果	
担 当 課 係 名	担当者 電話
備 考	

様

（権限機関）

外部公益通報措置実施通知書

あなたからの外部公益通報については、通報対象事実があると認め、下記のとおり措置を講じたので、奈井江町公益通報に関する要綱第14条第2項の規定により通知します。

記

通報対象事実 の 内 容	
措置の内容	
担当課係名	担当者 電話
備 考	